

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）、及び本件公告に定めるものほか、本件調達に係る入札及び契約に關し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### （1）調達物品の名称及び契約期間予定購入量

令和 8 年度工業用水濁質処理薬品（次亜塩素酸ソーダ（12%・二級品以上））

契約期間予定購入量 14,000 キログラム

ただし、契約期間予定購入量はあくまで予定であり、実際の購入量は増減することがある。

#### （2）調達物品の仕様

別添「購入仕様書」による。

#### （3）納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### （4）納入場所

鳥取県米子市八幡 165 鳥取県企業局西部事務所

### 2 入札参加資格

本件公告に記載のとおり。

### 3 契約担当部局

本件公告に記載のとおり。

### 4 入札手続等

#### （1）入札の手続に関する問合せ先

本件公告に記載のとおり。

#### （2）仕様に関する問合せ先

本件公告に記載のとおり。

#### （3）入札説明書等の交付方法

本件公告に記載のとおり。

#### （4）郵便等による入札

本件公告に記載のとおり。

#### （5）入札及び開札の日時及び場所

本件公告に記載のとおり。

### 5 入札に関する問合せの取扱い

#### （1）疑義の受付

本件入札に關しての質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、4 の（1）の場所に令和 8

年2月24日（火）午後4時までに持参、郵送提出または電子メール（宛先はkigyou@pref.tottori.lg.jpのみとし、件名には「次亜塩素酸ソーダ（12%・二級品以上）の調達」を含めること。これによらない電子メールでの質問には回答しない。）によりすることとし、口頭、電話又はファクシミリによる質問は受け付けない。

## （2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年2月26日（木）までに、企業局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/>）によりまとめて閲覧に供する。

## 6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあっては、7の事前提出物を作成の上、令和8年3月4日（水）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1号）

（2）本件公告の2の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

## 8 資格審査について

（1）6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月6日（金）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月9日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年3月10日（火）までに書面により回答する。

## 9 入札条件

（1）入札は、紙入札による。

（2）入札に当たっては、1の（1）に示す調達物品の1キログラム当たりの単価（小数点以下第2位までを記載することができる。）を入札金額として入札書（様式第4号）の入札金額（税抜）欄に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した入札金額（税抜）に実際購入量を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の入札金額（税抜）欄に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、契約期間予定購入量は最低購入量を保証するものではないので注意すること。

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (5) 再度入札は 2 回とする。（初度入札を含めて 3 回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第 3 号）を 4 の（5）（郵便等による入札の場合は 4 の（1））の場所に提出しなければならない。  
なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (9) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

- (10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てるることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の入札金額（税抜）に購入仕様書の 4 に示す契約期間予定購入量を乗じて得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 65 条の 4 に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の(5)(郵便等による入札の場合は4の(1))の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 記名(押印)のない入札書による入札
- (6) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (8) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札(4の(4)の郵便等による入札の場合を除く。)
- (9) 政令、会計規則、財務規程、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 手続きにおける交渉の有無

無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(5) 10(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札後速やかに契約保証金免除申請書（様式第5号）を4の（1）の場所に提出すること。

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(7) 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。